

# 会長声明

## 「布川事件」再審開始決定の確定に関する会長声明

本年12月14日、最高裁判所第2小法廷は、いわゆる「布川事件」について、検察官による特別抗告を棄却し、これによって請求人櫻井昌司氏及び同杉山卓男氏に対する再審開始決定が確定した。

この事件は、1967(昭和42)年8月に茨城県利根町布川で発生した強盗殺人事件について犯人と疑われた櫻井氏と杉山氏が、代用監獄における取調べの過程で自白をさせられたものの、一審公判開始以後今日まで一貫して無実を叫び続けている事案である。

2008(平成20)年7月14日、東京高等裁判所は、再審請求の中で検察側から新たに開示された証拠から目撃者の供述の信用性と請求人らの自白の信用性のいずれについても重大な疑問が生じており、請求人らを無期懲役とした確定判決の判断を維持することはできないとして、水戸地方裁判所土浦支部の再審開始決定を支持した。

今回の最高裁の決定は、裁判官の全員一致で東京高裁のこの判断を維持したものである。

本決定は、事件発生後40年以上も冤罪に苦しんできた請求人両氏に対して裁判所が正義を貫いたものであって高く評価する。

今回は2度目の再審請求であったが、この再審請求審では、30年以上も開示されなかった多数の未提出証拠が弁護側に開示され、それが開始決定の有効な証拠とされており、このことは証拠開示の重要性を改めて示すものといえる。また、捜査中に代用監獄で自白をさせられたという経緯をみると、不法な取調べの温床となっている代用監獄の問題性や取調べの全面的可視化の必要性は明らかである。

当会は、両氏が1日も早く無罪判決を勝ち取れるよう願うと共に、全面証拠開示、代用監獄制度の早期廃止、及び、取調べの全過程の録画による可視化等、冤罪の発生を防止するための制度改革に全力を尽くす所存である。

2009(平成21)年12月17日  
東京弁護士会会長 山岸憲司

## 社会資本整備審議会住宅地分科会民間賃貸住宅部会「中間とりまとめ」に対する会長声明

国土交通大臣の諮問機関である社会資本整備審議会の住宅地分科会に設置された民間賃貸住宅部会は、民間賃貸住宅を巡る紛争の未然防止や滞納・明け渡しを巡る紛争等について検討し、2009年8月12日付で「中間とりまとめ」を公表し、年内にも「最終とりまとめ」を公表し、国土交通大臣に答申することとなっている。

しかし、上記「中間とりまとめ」については、以下のような問題があるため、最終的な答申のとりまとめにあたっては、それらの諸点を踏まえたものとすべきである。

- (1) 近時、滞納・明け渡しを巡るトラブルが増加しており、家賃債務保証業者による違法な追い出しが問題となっている。同業種について、自主規制によっては十分に規制することはできないことから、許可制または義務的な登録制を導入し、業務の範囲を限定し、法手続によらない追い出しを禁止するなどの行為規制を設けて、違反した場合の罰則を規定する必要がある。
- (2) また、家賃債務保証業に限らず、賃貸住宅の管理会社や管理業務を行う賃貸人(サブリース業者を含む)についても、上記の行為規制の対象とすることで潜脱を防止すべきである。

(3) 民間賃貸住宅の分野において、事業者側に金融機関の信用情報を利用した契約の拒否を認めることは、社会的弱者を民間賃貸住宅から排除することとなるおそれがあるから、そのような信用情報の集積・利用は、認めるべきではない。

(4) 明け渡しを認める基準については、明け渡しの円滑を求めるが余り、賃借人の居住権と適正手続の保障が損なわれることがあってはならない。明け渡しについて簡易に債務名義を得る仕組みについて、一部委員からは「公正証書による明け渡しの強制執行認諾」が提唱されているが、認めるべきではない。

(5) 賃借人の義務違反による賃貸人からの契約解除について、現在の最高裁判例による「信頼関係破壊の法理」により、信頼関係を破壊するに足りる程度の不誠意があるか否かという視点から個別の事情に応じて、具体的にその適否が判断されてきたものであって、これを否定し又は骨抜きにするような立法措置がとられるべきではない。

2009(平成21)年12月22日  
東京弁護士会会長 山岸憲司

## よりよい裁判員裁判の実現に向けて(会長声明)

裁判員裁判は、法曹だけの手続運営に見られた不適切な慣行と訴訟活動のあり方を変え、市民の司法参加により、その健全な常識を審理に反映させ、より良い刑事裁判を実現するために導入されたものである。

裁判員裁判の実施により、被告人の手錠・腰縄の解錠時期や法廷での着席位置などにつき改善がなされ、また、証拠開示請求制度の活用が進んだ。直接主義、口頭主義の徹底を実現するため、検察官や弁護人は、プレゼンテーション技術を活用した主張立証で、判断者に対する説得力を持たせる訴訟活動の実践に努力している。

裁判員候補者の多くが呼び出しに応じて選任手続に参加し、そして、裁判員経験者の多くが、記者会見やアンケート調査への回答で、達成感と司法参加の意義について積極的な感想を述べている。これは、裁判員が真摯に誠実に参加し、審理、評議をし、判決に関与したことを示していると評価する。

なお、裁判員アンケートによると、弁護活動のあり方に対する評価は、分かりやすさにおいて低いものとなった。これからも、市民の方々からの評価・批判を謙虚に受け止め、経験交流会や研修の充実に努め、弁護技術の向上、弁護の質の向上に努めたい。

ところで、本年12月に東京地裁で開催された覚せい剤密輸事件の裁判員裁判で、当会所属の弁護人が最終弁論において、最高裁判所の作成した量刑検索システム記載の類似事件の量刑に言及したところ複数の入力ミスがあることが明らかになり、量刑判断の目安になるデータの信頼性に

疑問が呈された。

最高裁は全データの正確性を徹底的にチェックすることにしたとのことであるが、そもそも、判決書に当たって正確性をチェックする道が弁護人にもみ開かれていないことの問題性も大きい。少なくともデータベースに掲載されている判例の判決書とのチェックに弁護士会等が関与する道を開くべきであり、さらには、判決書など裁判情報の開示を積極的に行うことを検討すべきである。

裁判員裁判を真に意義ある制度として定着させ、より良い刑事裁判を実現していくためには、なお多くの課題を乗り越えていかなければならない。否認事件、責任能力が争われる事件などに直面するこれらが正念場である。

連日の開廷が行われる裁判員裁判において、被告人の防御権、弁護人の弁護権が侵害されることのないよう、公判前整理手続きにおいて十分な証拠開示がなされ、弁護人の準備期間が確保された審理計画になっているかを検証する必要がある。また、取調べの一部録画の危険性と全部録画による可視化の必要性や、全面的証拠開示や保釈の柔軟な運用の必要性などについて、市民の広範な理解と支持を得て、さらなる改革の実現に努力する。

裁判員裁判のスタートの年の終わりに当たって、よりよい刑事裁判の実現に向けて、二年目以降さらに取り組みを強める所存である。

2009(平成21)年12月25日  
東京弁護士会会長 山岸憲司